

私立学校教育改革推進特別経費補助金 取扱要領

1 教育の質の向上を図る学校支援事業

項目	取扱内容	提出書類
教育相談体制の整備	<p>担当教科と併任している場合は、週勤務時数のおおむね7割以上がカウンセリングに従事していること。</p> <p>補助申請年度において、契約期間中、原則として、児童生徒等による毎月2回以上の活用実績があること。ただし、学校に常駐する等、児童生徒等の希望に応じて、随時活用することができる場合は除く。</p>	<p>① (公財)日本臨床心理士資格認定協会の認定書、公認心理師登録証又は国、地方公共団体主催専門研修の受講修了書</p> <p>② 任命辞令等の写し</p> <p>③ カウンセリング受診回数等の実績データ</p> <p>④ その他必要と思われる関係書類</p>
特別支援教育に係る活動の充実	<p>特別支援教育に関する校内委員会の設置と特別支援コーディネーターの指名を行っており、かつ、専門的・実践的な知識を有する人材からの助言や研修の受講、特別な支援を必要とする児童・生徒の学習・生活・進学・就職等のサポート、特別な支援を必要とする児童・生徒のための教材等の活用等の事業を補助申請年度において実施していること。</p> <p>取組内容に応じて、次のいずれかの要件を満たすこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 助言や研修の場合は、原則として、全ての教職員を対象に年2回以上の取組があること。</li> <li>・ 支援体制の構築の場合は、契約期間中、原則として、児童生徒等による毎月1回以上の活用実績があること。ただし、学校に常駐する等、児童生徒等の希望に応じて、随時活用することができる場合は除く。</li> <li>・ 教材等の活用の場合は、原則として、授業が行われる期間に毎週1回以上の取組があること。</li> </ul>	<p>① 事業内容を示す資料の写し(実施計画書、使用教材等)</p> <p>② 当該事業の実施状況を証する資料(写真、報告書等)</p> <p>③ 特別支援に関する校内委員会の活動状況及び特別支援コーディネーターの指名状況に係る資料</p> <p>④ その他必要と思われる関係書類</p>
学校安全の推進	<p>火災、地震、津波、火山活動、風水(雪)、原子力災害等の災害及び防災についての学習、防犯、交通安全等についての学習、救急救命法や命の大切さについての学習、災害発生時の避難経路や避難行動・態度に関する学習(消防関係法令に基づく避難訓練のみを実施する場合を除く。)などを補助申請年度において実施していること。</p> <p>1学年全員若しくは複数学年全員が年に計2回以上の取組があること。</p> <p>なお、同一の取組を複数回行う場合も含む。</p>	<p>① 学習内容を示す資料の写し(実施計画書等)</p> <p>② 当該学習の実施状況を証する資料(写真・報告書等)</p> <p>③ 経費の内訳書</p> <p>④ その他必要と思われる関係書類</p>
学校施設・通学路等の安全確保の推進	<p>補助申請年度において、スクールバスにおける警備員等の配置、登下校時における交通安全指導員等の配置等、<u>学校施設又は通学路等の安全確保のために人員配置を、通学日の半分以上の日で行っていること。</u></p>	<p>① 実施内容を示す資料の写し(実施計画書等)</p> <p>② 実施状況を証する資料(写真・報告書等)</p> <p>③ 経費の内訳書</p> <p>④ その他必要と思われる関係書類</p>

## 2 子育て支援推進事業

項目	取扱内容	提出書類
① 通常の預かり保育	<p>(1) 満3歳から小学校就学の始期に達するまでの幼児を対象としたものに限る。</p> <p>(2) 預かり保育を通常の教育時間終了後、一定以上の日数において1日2時間以上預かり保育を開設する幼稚園等とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「一定以上の日数」とは、開園日の4/5以上の日数とする。</li> <li>・「預かり保育を開設」とは、当該幼稚園等の年間計画等に明記したり、預かり保育の募集案内等を通じて保護者に周知するなどにより、預かり保育を実施することを明示していること。ただし、当初より、預かり保育の利用者がいないことが明らかな場合等、預かり保育を実施している実態を伴わない場合は、預かり保育を開設したとは認められない。</li> </ul> <p>(3) 子ども・子育て新制度へ移行した私立幼稚園又は幼保連携型認定こども園において、子ども・子育て支援法第19条第1項第1号に認定された子どもを預かっていない時間については算定から除くこと。</p> <p>(4) 1日平均の預かり保育時間の算出方法</p> <p>6月及び10月における実際に園児を受け入れ預かり保育を実施した時間を合計した数を、当該日数で除した時間とする。</p> $\left[ \frac{\text{6月と10月の預かり保育実施時間合計}}{\text{6月と10月の預かり保育実施日数合計}} = \text{1日当たりの預かり保育時間} \right]$ <p>(5) 1日平均の預かり保育担当者数の算出方法</p> <p>6月及び10月に実際に園児を受け入れ預かり保育を実施した日の預かり保育担当者従事時間数の合計を、預かり保育実施時間数の合計で除した数（少数点第一位を四捨五入）とする。</p> $\left[ \frac{\text{6月と10月の預かり保育担当者従事時間数合計}}{\text{6月と10月の預かり保育実施時間数合計}} = \text{1日当たりの預かり保育担当者数} \right]$	<p>① 預かり保育実施調書</p> <p>② 預かり保育実施予定内容が確認できる年間計画書等</p> <p>③ 募集案内等、保護者に預かり保育実施を周知していることが分かる資料</p> <p>④ 預かり従事時間記録表</p> <p>⑤ その他必要と思われる関係書類</p>
② 長期休業日預かり保育	<p>(1) 満3歳から小学校就学の始期に達するまでの幼児を対象としたものに限る。</p> <p>(2) 長期休業日（園則等に定める夏季休業期間のうち土、日、祝日を除いた日を指す。以下同じ。）において1日2時間以上継続的に実施し、かつ、10日以上預かり保育を実施している幼稚園等とする。</p> <p>(3) 子ども・子育て新制度へ移行した私立幼稚園又は幼保連携型認定こども園において、子ども・子育て支援法第19条第1項第1号に認定された子どもを預かっていない時間については算定から除くこと。</p> <p>(4) 長期休業日に預かり保育を実施した日の1日当たりの預かり保育担当者数の算出方法</p> <p>夏季休業日（土、日、祝日を除く。）に実際に園児を受け入れ預かり保育を実施した日の預かり保育担当者従事時間数の合計を、預かり保育実施時間数の合計で除した数（少数点第一位を四捨五入）とする。</p> $\left[ \frac{\text{夏季休業日の預かり保育担当者従事時間数合計}}{\text{夏季休業日の預かり保育実施時間数合計}} = \text{1日当たりの預かり保育担当者数} \right]$	<p>① 長期休業日預かり保育実施調書</p> <p>② 募集案内等、保護者に預かり保育実施を周知していることが分かる資料</p> <p>③ 預かり従事時間記録表</p> <p>④ その他必要と思われる関係書類</p>

<p>③ 休業日預かり保育</p>	<p>(1) 満3歳から小学校就学の始期に達するまでの幼児を対象としたものに限る。</p> <p>(2) 休業日（通常保育を実施しない日を指す。ただし、長期休業日を除く。以下同じ。）において1日2時間以上継続的に実施し、かつ、年間19日以上預かり保育を実施している幼稚園等とする。</p> <p>(3) 子ども・子育て新制度へ移行した私立幼稚園又は幼保連携型認定こども園において、子ども・子育て支援法第19条第1項第1号に認定された子どもを預かっていない時間については算定から除くこと。</p> <p>(4) 休業日に預かり保育を実施した日の1日当たりの預かり保育担当者数の算出方法</p> <p>休業日に実際に園児を受け入れ預かり保育を実施した日の預かり保育担当者従事時間数の合計を、預かり保育実施時間数の合計で除した数（少数点第一位を四捨五入）とする。</p> $\left( \frac{\text{休業日の預かり保育担当者従事時間数合計}}{\text{休業日の預かり保育実施時間数合計}} = \text{1日当たりの預かり保育担当者数} \right)$	<p>① 預かり保育実施調書</p> <p>② 募集案内等，保護者に預かり保育実施を周知していることが分かる資料</p> <p>③ 預かり従事時間記録表</p> <p>④ その他必要と思われる関係書類</p>
-------------------	---	--

附 則

- この要領は，平成30年11月1日から施行し，平成30年度予算に係る補助金に適用する。
- この要領は，次年度以降の各年度において，当該補助金に係る予算が成立した場合に，当該補助金にも適用する。

附 則

- この要領は，令和2年1月31日から施行し，令和元年度予算に係る補助金に適用する。
- この要領は，次年度以降の各年度において，当該補助金に係る予算が成立した場合に，当該補助金にも適用する。

附 則

- この要領は，令和3年1月27日から施行し，令和2年度予算に係る補助金に適用する。
- この要領は，次年度以降の各年度において，当該補助金に係る予算が成立した場合に，当該補助金にも適用する。

附 則

- この要領は，令和4年2月9日から施行し，令和3年度予算に係る補助金に適用する。
- この要領は，次年度以降の各年度において，当該補助金に係る予算が成立した場合に，当該補助金にも適用する。

附 則

- この要領は，令和5年3月1日から施行し，令和4年度予算に係る補助金に適用する。
- この要領は，次年度以降の各年度において，当該補助金に係る予算が成立した場合に，当該補助金にも適用する。